

無人航空機を屋外で飛行させる ための手続きについて

令和4年12月

令和6年3月更新

- 航空法において「無人航空機」に該当する機体
- 無人航空機を飛行させるにあたって航空法で求められる手続・対応
- 無人航空機を屋外で飛行させるための手続
- 各飛行カテゴリー区分で求められる機体認証や操縦者技能証明等

航空法において規制対象となる無人航空機には、下記のもものが該当します

無人航空機とは、「航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（100g未満の重量(機体本体の重量とバッテリーの重量の合計)のものを除く）」です。

いわゆるドローン(マルチローター)、ラジコン機(飛行機)、農薬散布用ヘリコプター(ヘリコプター)等が該当します。



回転翼航空機
(マルチローター)



回転翼航空機
(ヘリコプター)



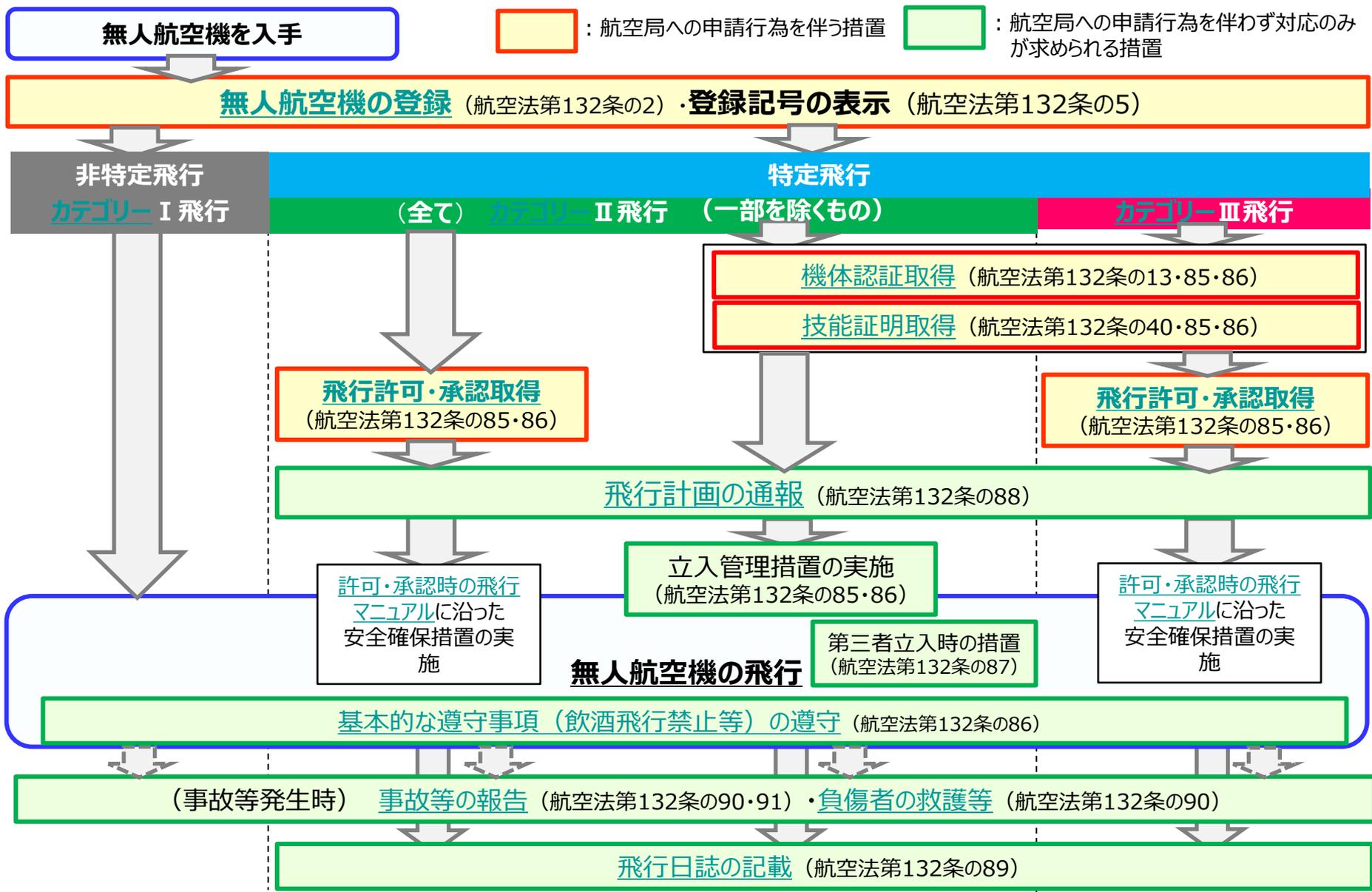
飛行機

飛行船

滑空機

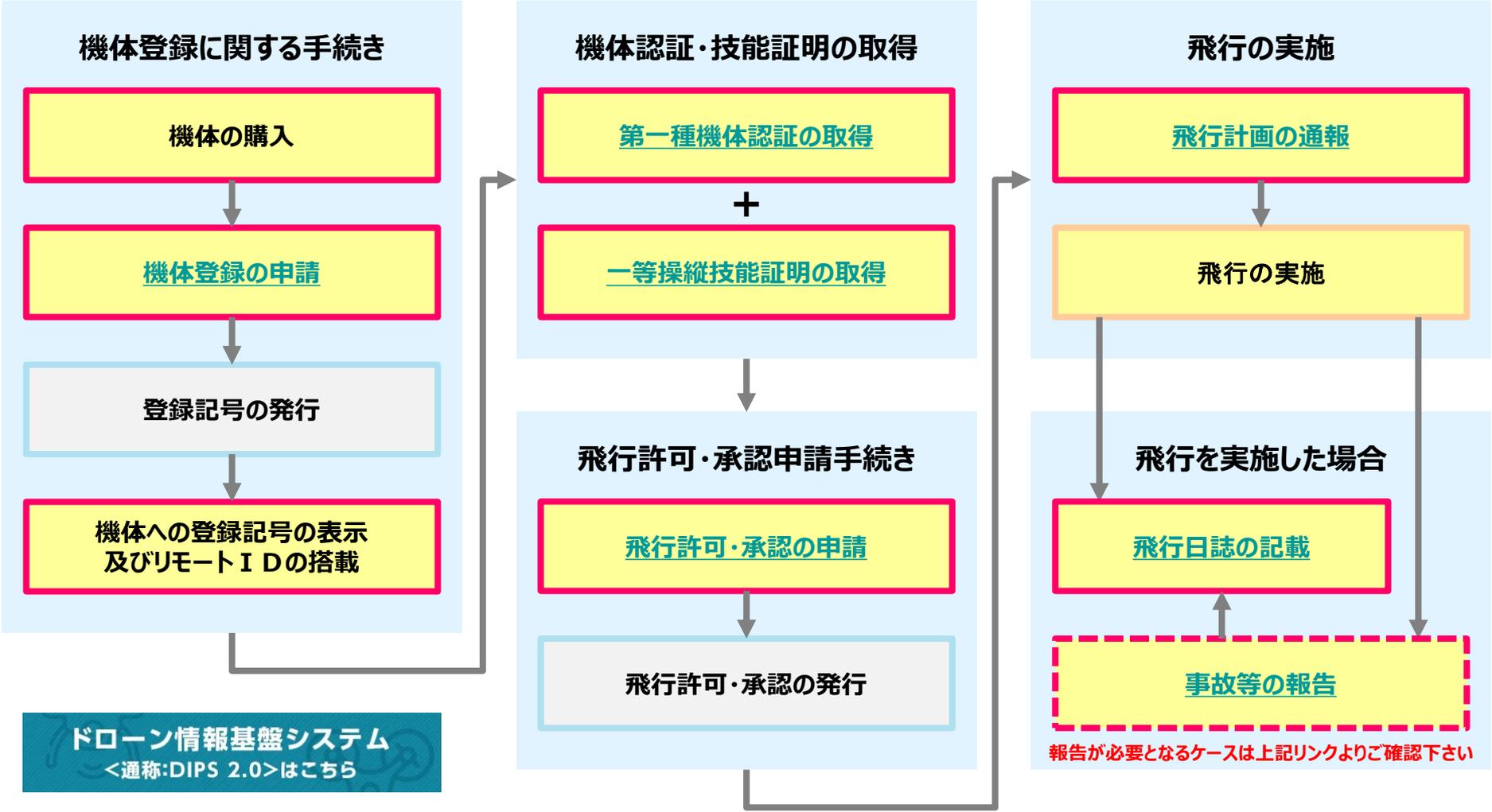
※ 100g未満の重量のものを、空港等周辺で飛行させることや、高高度で飛行させることは、「航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為」として、従前のおり航空法第134条の3の規制を受け、飛行の許可等が必要となる可能性があります。

※ 航空法の他に、下記とお関係法令及び地方公共団体が定める条例等の規制もあります。規制対象となる機体は航空法の「無人航空機」とは異なる場合がありますのでご注意ください。



無人航空機を屋外で飛行させるための手続き【カテゴリーⅢ】

カテゴリーⅢで飛行させる場合は以下の対応が必要です。
詳細な対応方法は、[航空局HP上部バナー](#)より各制度ページをご確認下さい。[カテゴリーの詳細はこちら](#)をご確認下さい。

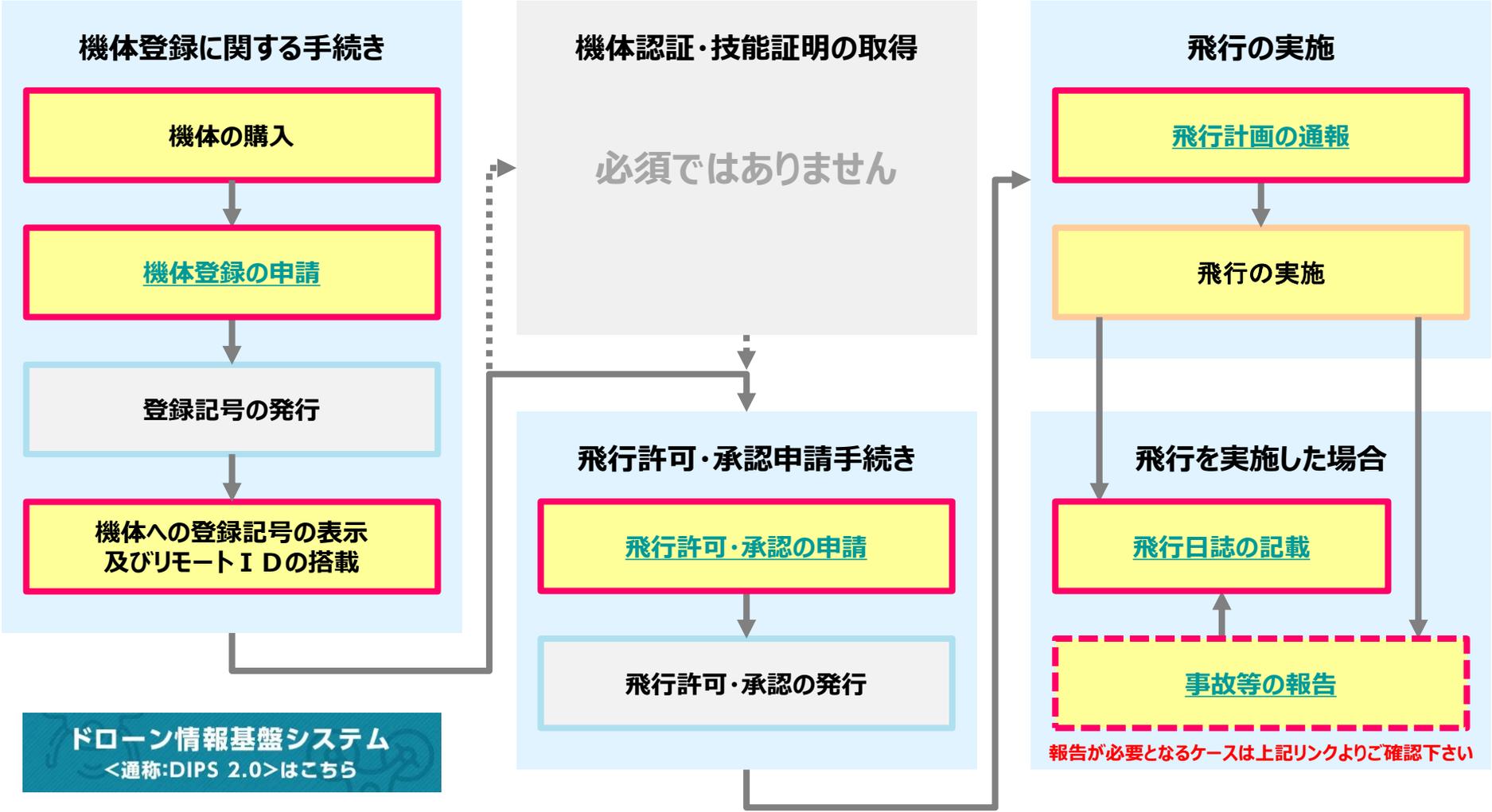


報告が必要となるケースは上記リンクよりご確認ください

- 【凡例】
- … 飛行者で**必要**な手続き
 - … 飛行者で**推奨**される手続き
 - … 国交省等が実施する手続き

無人航空機を屋外で飛行させるための手続き【カテゴリーII】

カテゴリーII（飛行許可・承認申請が**必要**な飛行）で飛行させる場合は以下の対応が必要です。
詳細な対応方法は、[航空局HP上部バナー](#)より各制度ページをご確認下さい。[カテゴリーの詳細はこちら](#)をご確認下さい。

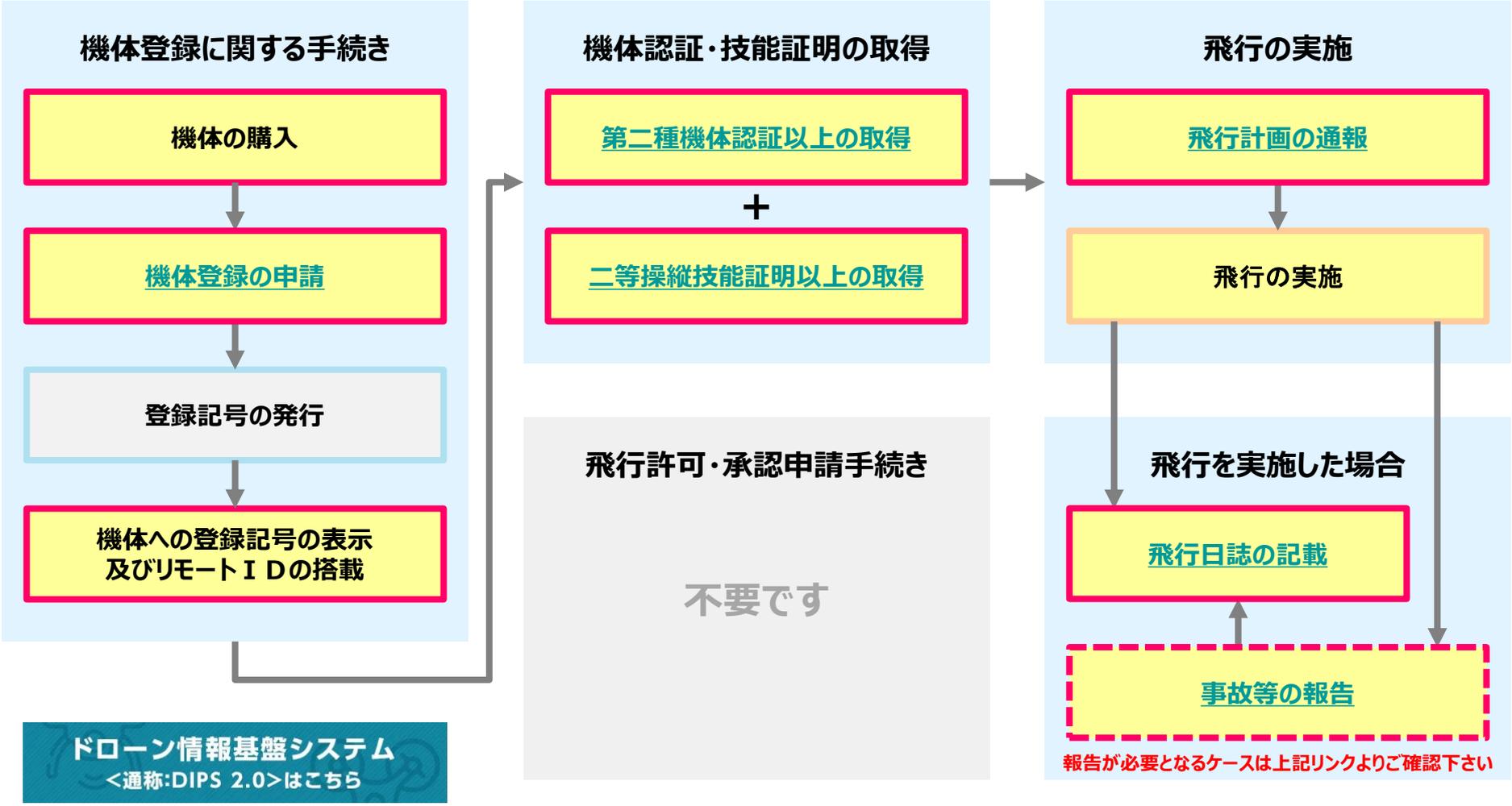


【凡例】

- … 飛行者で**必要**な手続き
- … 飛行者で**推奨**される手続き
- … 国交省等が実施する手続き

無人航空機を屋外で飛行させるための手続き【カテゴリーII】

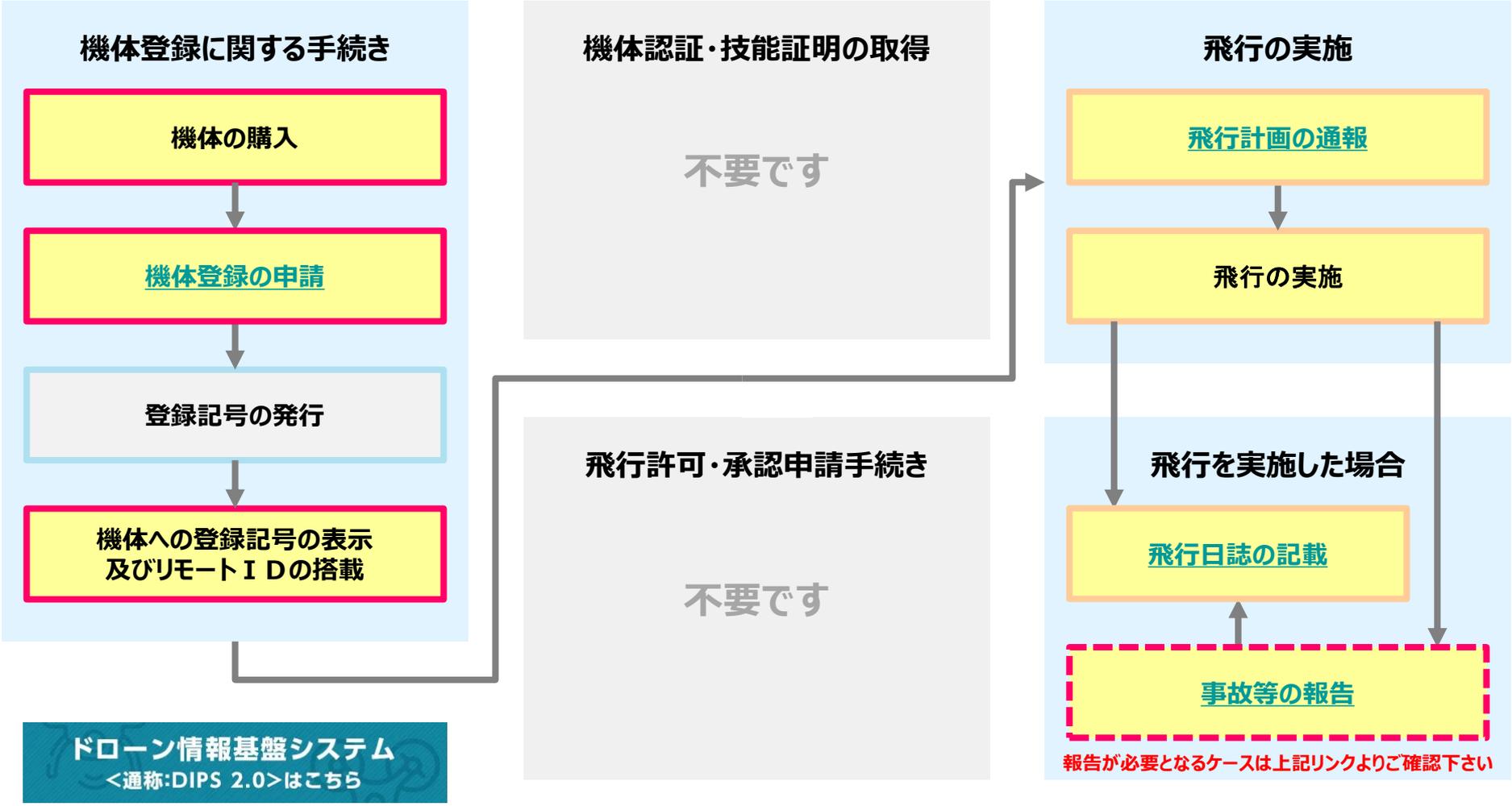
カテゴリーII（飛行許可・承認申請が**不要**な飛行）で飛行させる場合は以下の対応が必要です。
詳細な対応方法は、[航空局HP上部バナー](#)より各制度ページをご確認下さい。[カテゴリーの詳細はこちら](#)をご確認下さい。



- 【凡例】
- … 飛行者で**必要**な手続き
 - … 飛行者で**推奨**される手続き
 - … 国交省等が実施する手続き

無人航空機を屋外で飛行させるための手続き【カテゴリー I】

カテゴリー I で飛行させる場合は以下の対応が必要です。
詳細な対応方法は、[航空局HP上部バナー](#)より各制度ページをご確認下さい。[カテゴリーの詳細はこちら](#)をご確認下さい。



【凡例】

- … 飛行者で**必要**な手続き
- … 飛行者で**推奨**される手続き
- … 国交省等が実施する手続き

参考：無人航空機の飛行におけるカテゴリー区分

飛行によるリスクの程度に応じて安全を確保した飛行を実現するため飛行形態に応じたカテゴリー区分を設定したところ、飛行する空域や飛行方法および各カテゴリー区分で求められる機体認証や操縦者技能証明等について下表にまとめる。

カテゴリー区分	第三者上空	飛行区分・方法		機体認証	操縦者技能証明	許可承認申請	飛行計画通報	飛行日誌作成	事故等の報告
		①	②						
Ⅲ	飛行する	●	●	第一種	一等	必要	必要	必要	必要
	飛行する	●	×	第一種	一等	必要	必要	必要	必要
	飛行する	×	●	第一種	一等	必要	必要	必要	必要
Ⅱ	飛行しない	●	●	なし	なし	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	●	●	第二種以上	二等以上	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	●	×	なし	なし	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	●	×	第二種以上	二等以上	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	×	●	なし	なし	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	×	●	第二種以上	二等以上	不要	必要	必要	必要
Ⅰ	飛行しない	×	×	-	-	不要	推奨	推奨	必要

飛行区分・方法

①：空港周辺の空域、150m以上の空域、催し場所の上空、危険物の輸送、物件投下、総重量25kg以上

②：人口集中地区、夜間飛行、目視外飛行、人又は物件との距離30m未満の飛行

[航空局ホームページ「無人航空機の飛行許可・承認手続」](#)も合わせて参照ください。